

吉野川市農業委員会総会議事録(5月定例会) (令和4年5月)

1. 開催日時 令和4年5月25日(水)
午後1時30分から午後2時35分まで
2. 開催場所 吉野川市役所 東館2階 221会議室
3. 出席委員 19人
会長 5番 大久保 光江
会長職務代理者 12番 真楣 広也
副会長 2番 山口 博史
14番 近藤 清

委 員

1番	松本 武夫	3番	野上 功子	4番	原田 正昭	6番	藤川 利文
7番	安部 健司	8番	河野 隆義	9番	川端 武夫	10番	原 博一
11番	江本 康治	13番	芝高 敏雄	15番	阿部 芳浩	16番	藤本 敏夫
17番	瀬尾 誠悟	18番	大塚 春幸	19番	南園 晃志		

4. 欠席委員 (4人)

5. 農地利用最適化推進委員(出席委員0人)

1区	石田忠春・毛利益三・高野康寛	2区	岸田正幸・山口泰範
3区	石原幸男・河野敏信	4区	篠原隆史・梶川晴雄・小原光功
5区	椿木惠庸・杉野利行	6区	住友武司・山尾雅泰・吉田 健
7区	天野宣正		

欠席委員 (15人) ※新型コロナウイルス感染症対策実施中

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第3 議第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 第4 議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第5 議第19号 事業計画変更について
- 第6 議第20号 農用地利用集積計画の決定について
- 第7 議第21号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について

報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	岡田佳明
局長補佐	原田裕充
事務主任	森本佑治

8. 議事進行

- 事務局 定刻が参りましたので、ただ今から、令和4年5月 吉野川市農業委員会定例会を開会致します。
- 本日は、4番原田委員、7番安部委員、14番近藤委員、15番阿部委員から、欠席する旨の連絡がありましたのでご報告いたします。
- 本日の出席委員は、19名中、15名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。
- なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策により、令和4年9月定例会までの間、感染予防の観点から、出席をご遠慮頂いております。
- 次に議案についての報告がございます。真帽委員さんの担当で、4頁、5頁にございます、6番。この山川町町の太陽光発電設備に関する転用申請なんですけれど、太陽光ですので、四電の系統別利用許可書の提出が必要なんですけれど、本日午前中まで待っていたんですけど、提出がございませんでした。ですので、書類不備ということで、保留として処理をお願い致します。ご了承の程よろしくお願ひします。議事に関しては、6番はとばして進行をお願い致します。
- それでは、吉野川市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、大久保会長にお願い致します。
- 会長 (会長挨拶)
- 議長 まず最初に、吉野川市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員の選任ですが、議長の私から指名させていただくことにご異議はございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、11番、江本委員、13番、芝高委員に、議事録署名をお願い致します。
- 議長 本日の定例会に出ております議案は、
議第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件
議第17号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 1件

議第18号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 7件
議第19号 事業計画変更について 1件
議第20号 農用地利用集積計画の決定について 2件
議第21号 農業振興地域整備計画変更に関する意見について
報告事項(1)農地転用の制限の例外届について
報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について
報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について
でございます。

議 長

議案の審議については、慎重審議で、スムーズに議事進行が出来ますよう、ご協力をお願い致します。

なお、本定例会は、3条、4条及び5条については、議事運営協議のとおり、各委員担当案件ごとに、一括審議を行います。特段の意見がある、議案番号のみの意見の発言にとどめてください。よろしくお願ひ致します。

議 長

それでは、議第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。この議案につきましては会長許可でございます。

まず最初に、議第16号1番の、贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の1頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料1です。

申請地の所在は、鴨島町飯尾字飯原955番1、地目は、台帳、現況共に田、面積は、1, 150m²です。譲渡人は体調をくずしており、妻である譲受人へ生前贈与することで、話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地1, 150m²、借入地4, 806m²で、主に米、レタス、大根を作付けしており、申請地では、継続して米を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付しております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今の説明に関連して、担当委員であります、8番、河野委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

8番

8番、河野です。いま、事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。申請地の調査、周辺農地所有者から聴取しましたが、今まで通りの使用ということで、何も問題はありません。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第16号1番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号1番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 続きまして2番の、贈与による所有権移転についてでございます。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 2番でございます。位置図については、資料2です。

申請地の所在は、山川町諏訪246番2、地目は、台帳、現況共に田、面積は、889m²でございます。譲渡人は高齢で現在_____で住んでおり、農業をすることができません。知人である譲受人へ贈与することで、話がまとまったようでございます。譲受人は、自作地1, 448m²、借入地1, 005m²で、主に露地野菜を栽培しており、申請地でも、露地野菜を作付けする予定のようです。

農地法第3条第2項各号には該当しないため、農地の権利移動の許可要件を満たしていると考えます。その他、必要関係書類は添付されております。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、担当委員であります、7番、安部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 安部委員からは、「申請者への聴取の結果、継続して作付けするようなので問題ありません。」とのことでした。ご審議、よろしくお願ひします。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明、報告がございました、議第16号2番の、贈与による所有権移転につきましては、耕作状況についても、許可基準を全て満たしており、問題ないということでございます。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第16号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第16号2番につきましては、許可することに決定いたしました。

議長 次に、議第17号、農地法第4条第1項の規定による許可について、でございます。この議案につきましては会長許可でございます。

それでは、1番の、貸し資材置き場のための転用申請でございます。事務

- 局の説明を求めます。
- 事務局 2頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料3です。
申請地の所在は、鴨島町知恵島字千田須賀西436番1、地目は、台帳、現況共に畠、面積は474m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。
計画概要は、申請人は、建設会社を経営しており、その建設会社の資材置き場が手狭となつたため、申請地を含め、併せて使用する土地、鴨島町知恵島字千田須賀西431番3を進入道路に、千田須賀西436番4を同じく資材置き場として、賃貸借するものでございます。事業費は、自己資金100万円を予定しています。
土地の造成については、整地の上、碎石を10cm程度敷き仕上げます。民民境界には既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。
また、排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。
その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今の説明に関連して、17番、瀬尾委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 17番 17番、瀬尾でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。23日に現地確認を行いました。協議した結果、問題はないだろうと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第17号1番の、貸し資材置き場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第17号1番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第17号1番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議長 次に、議第18号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてでございます。この議案につきましては、会長許可でございます。
- 議長 それでは1番の、売買による貸し資材置き場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の3頁をご覧ください。1番でございます。位置図については、資料4です。

申請地の所在は、鴨島町牛島字四ツ家前3262番1、地目は、台帳、原野、現況、畠、面積は1,252m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲受人は、新たに設立した法人の役員として、本申請地を貸し資材置き場として取得し、法人事業者として、主に中古農機具(トラクター、田植機、コンバイン)、金物などの商品を、外国へ輸出するため、中間商品置き場として使用する計画です。事業費については、碎石及びフェンス安全鋼板、H綱などの準備物は、既に在庫があるということで、申請は、0円でございます。

土地の造成については、整地の上、碎石を敷き仕上げます。民民境界には、既設擁壁があり、東側、北側の一部は新設擁壁及び新設土羽止めを建設するため、土砂等の流出はありません。また、周囲に2m高程度のH綱建てフェンス安全鋼板を設置し、周囲と隔離することにより、防音、防臭及び安全性等を向上させる計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画ですが、オイル漏れ等があればすぐに回収するということなので、周辺農地への影響は、非常に少ないものと思われます。

その他関係書類についてでございますが、本件のケースは、県に照会をしたところ、貿易商を営むためには、法人登録の写し及び定款の写し、古物商許可の写し等が添付書類として、特に必要であるということでしたので、申請人に、別に徴したところ、申請代理人から、法人登録証の写し、賃貸借契約書の写し等の、必要書類の提出がございました。申請中であった古物商許可について、先日許可証の写しの提出がございましたので、保留とした、事務局が徴すべき確認書類の提出、また、周辺農地所有者及び周辺自治会への事業説明も完了したということから、本件については、許可やむを得ないと私は思います。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ただ今の説明に関連して、16番、藤本委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

16番

16番、藤本でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。この議案は、3月に現地確認を行いまして、書類等の不備がございまして、今回書類の提出があったということです。周辺の対策もできているということなので、問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議 長

ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第18号1番の、売買による貸し資材置き場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

1番

松本です。この議案は局長も調べていると思うが、全国的に問題になっている。担当委員も事務局も調査しているので心配はないと思うが、1

点だけ、前に[REDACTED]で病院の近くで中国人が廃品回収業をしていて、そこは宅地だったようだけれど、毒素が流れ出して、会社が潰れたということがあった。あの子やのやり方は、今回のように現場ヤードを全部鋼板で覆ってしまい、外から見えなくしてしまうんよ。そして関係者以外立ち入れ禁止の看板を上げて、中で何をしているのか解らない。毒素といつても、有害金属的なものや、液体のものやら、精密検査をしなければわからないものばかりだ。まあ我々は、書類審査や聞き取り検査でしか判断できないので、騒音問題では千葉県で大きな問題になったこともあるようなので、事務局もそういうことも含んで許可後も対応をしなくてはならないんではないかと思う。

事務局

委員さんのおっしゃったことは、ご助言として承っておきます。委員さんからご指摘のあった件は、我々も情報をつかんでおります。その業者は元は[REDACTED]で同様の事業を営んでいましたが、[REDACTED]で、解体をした部品の山が倒壊し、仕切り鋼板を乗り越えて隣地へまけ出る。また、解体時の騒音や振動で、ご近所から苦情や被害報告が警察に寄せられたため、[REDACTED]から撤退した事業者であるようです。私たちもその件もつかみ、市内にも金属類解体事業者も数件ございますし、ご近所とのトラブルが多数あると聞いております。本件のケースはといいますと、申請者が勤めている事業所をグーグルマップで調べてみると、確かにアグリ農機具の販売所及び修理工場等でありまして、見る限りにおいては、申請書及び申請代理人からの事情聴取のとおりと考えています。申請者に対して、防音防塵対策はキチツとしておくように農業委員会から指導も行っております。この打合せの中で、防音防塵を考えると外から見えるかは難しいとのことで、玄関ゲートからでも中が見えるようにしておくようにとの指導を行っております。ご近所にもその方向で話を通しておくようにとも伝えた結果、隣接住宅及び市営住宅等の方々の要望も聞きながら、一定のご理解をいただけたと聞いております。

議長

他に、質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長

異議なしということでございますので、議第18号1番につきましては許可することに決定いたしました。

議長

続きまして2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局

2番でございます。位置図については、資料5です。

申請地の所在は、川島町桑村字新池尻582番1、地目は、台帳、現況、共に畠、面積は2,288m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル336枚、パワコン18台、発電出力99.0 kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコスタイルへ売電する計画です。事業費は自己資金2,100万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、15番、阿部委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

事務局 阿部委員から、ご報告をいただいております。「申請者への聴取、周辺環境等の調査の結果、問題はありませんでした。」とのことでした。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第18号2番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号2番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第18号2番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして3番の、売買による貸し車両置き場のための転用申請でございます。本件については、次の、議第19号1番と関連しておりますので、一括して審議を行います。事務局の説明を求めます。

事務局 3番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、川島町学字北久保96番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は892m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は [REDACTED] で生活をしており、耕作することができますので、近隣の知り合いに耕作をお願いしていました。その方も、事情により耕作できなくなったため、自社の周辺で、駐車場及び車両置き場用地を探していた譲受人と、売買で話がまとまったようでございます。事業費は、自己資金200万円を予定しています。

土地の造成については、表土を20cm程度すき取り、整地の上、碎石を40cm程度敷き仕上げます。民民境界については、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。

雨水等については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は

現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないとと思われます。

次に、議第19号1番の、事業計画変更申請でございます。

5頁をご覧ください。こちらは、令和4年4月1日付けで、会社の車両置き場として、農地法第5条許可をしたものでございます。変更内容は、転用者の変更で、譲受人が法人から個人へ変更するものでございます。以上、ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。3番については、法人から役員個人名義で土地を買うということのみですので、何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第18号3番の、売買による貸し車両置き場のための転用申請及び議第19号1番の、事業計画変更申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号3番及び議第19号1番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第18号3番及び議第19号1番について許可することに決定いたしました。

議長 続きまして4番の、売買による建売分譲住宅のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 4番でございます。位置図については、資料6です。

申請地の所在は、川島町学字北久保103番1、地目は、台帳、現況、共に田、面積は2, 845m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、譲渡人は農業を縮小しており、譲受人と売買で話がまとったようです。申請地には、8戸の木造2階建て専用住宅の建売分譲住宅を建設する計画で、事業費は自己資金1億2, 800万円を予定しています。

土地の造成については、表土をすき取り、申請地の東側は山土で1m 20cm程度盛土を行い、高さ調整のうえ、碎石を敷き仕上げる予定です。給排水については、市上水道及び合併浄化槽を使用します。民民境界に

については、既設擁壁の他、L型擁壁を新設するので、土砂等の流出はありません。

雨水排水等については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

また、申請地南側農地が袋地になるということで、進入路を増設する計画となっています。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、5番、大久保委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

5番 5番、大久保でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。譲渡人は現在体調をくずし、農業をすることができません。売買で話がまとまりました。問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第18号4番の、売買による建売分譲住宅のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号4番について許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第18号4番につきましては許可することに決定いたしました。

議長 続きまして5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 5番でございます。位置図については、資料7です。

申請地の所在は、山川町翁喜台203番、地目は、台帳、現況、共に畠、面積は1,439m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

計画概要は、太陽光パネル168枚、パソコン9台、発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設を設け、発生した電力を(株)エコストイルへ売電する計画です。事業費は自己資金1,040万円を予定しています。

土地の造成については、整地のみで仕上げます。民民境界には、既設擁壁及び土羽止めがあるため、土砂等の流出はありません。

また、周囲に1.2m高程度のフェンスを境界から50cm程度離して設置する計画です。

排水については、雨水のみで、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。

その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

議長 ただ今の説明に関連して、10番、原委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

10番 10番、原でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査を23日にしまして、畠といつても現在は放棄地で雑草が生えています。残土を入れて長らく放置し、近年に耕作をした形跡もありません。南は太陽光が設置されており、東は居宅が2軒、北は道路に面してJRがはしっています。何も問題はないと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。

事務局 今委員さんが言われたように23日に事務局もいっしょに調査していたんですけど、盛土についてはこの譲受人がいた、事前着工という意味ではございません。かなり前から、現所有者が草押さえのために石混ざりの残土を入れていたようです。事前着工ではないということだけ補足説明しておきます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第18号5番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号5番について許可することに、ご異議ございませんか。

議長 (異議なしとの声)

異議なしということでございますので、議第18号5番につきましては許可することに決定いたしました。

事務局 続きまして7番の、売買による駐車場のための転用申請でございます。事務局の説明を求めます。

4頁をご覧ください。7番でございます。位置図については、資料8です。

申請地の所在は、山川町村雲159番1、地目は、台帳、現況、共に畠、面積は265m²でございます。農用地区分は、農用地区域外農地の、第2種農地でございます。

譲渡人は[REDACTED]で住んでおり、耕作不利地として農地の処分を考えたところ、申請地の[REDACTED]し、駐車場用地を探していた譲受人と話がまとまったようでございます。

計画概要は、表土を20cm程度取り除き、碎石を20cm程度敷き、前面道路高で仕上げます。民民境界は、既設擁壁があるため、土砂等の流出はありません。事業費は、自己資金80万円を予定しています。

- 雨水については、地下浸透させる計画であり、周辺農地への影響は現状と変わらないものと思われます。その他関係書類は添付されており、当該申請につきましては、許可やむを得ないと思われます。ご審議の程よろしくお願ひします。
- 議長 ただ今の説明に関連して、12番、真帽委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 12番 12番、真帽でございます。事務局から説明があったとおりでございますが、補足説明をさせていただきます。現地調査の結果、狭い畠なので耕作もしにくく、駐車場も是非とも必要ということで致し方ないのかなと思います。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員より補足説明がございました、議第18号6番及び7番の、売買による太陽光発電施設建設のための転用申請、売買による駐車場のための転用申請につきまして、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。
- (質疑なしとの声)
- 議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第18号6番及び7番について許可することに、ご異議ございませんか。
- (異議なしとの声)
- 議長 異議なしということでございますので、議第18号6番及び7番につきましては許可することに決定いたしました。
- 議長 次に、5頁、議第19号1番の事業計画変更について、でございますが、議事は終了しております。
- 議長 次に、議第20号農用地利用集積計画の決定についてを、議題と致します。それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書の6頁をご覧下さい。
議第20号農用地利用集積計画の決定についてご説明致します。
今回の農用地利用集積計画につきましては、公益財団法人徳島県農業開発公社(徳島県農地中間管理機構)関連の、利用権設定新規が2件6筆、合計面積4,708m²でございます。農用地利用集積計画の決定については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、令和4年5月2日付で、徳島県農業開発公社(徳島県農地中間管理機構)を通じて、貸借権の設定等を行ったものでございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。
- 議長 ただ今、議第20号について事務局より説明がありましたが、各委員のご質問、ご意見はございませんか。

(質疑なしとの声)

議長 質疑がないようでございますので、それでは採決を致します。議第20号農用地利用集積計画の決定について、承認することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第20号につきましては、承認されました。

議長 次に、議第21号吉野川市農業振興地域整備計画変更に関する意見についてございますが、農振除外の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 別添の令和4年2月中受付分、除外申請の綴りをご覧ください。令和4年4月20日付、4吉農林第24号で諮詢がありました、農業振興地域の整備に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第3条の2第2項の規定により、吉野川市農業振興地域整備計画に定める農用地利用計画変更に関する意見を求められています。その変更計画は農用地区域からの除外申請16件であり、これについて、各農業委員の意見を述べていただき、集約して事務局より吉野川市長へ回答致したいと考えています。

議長 ただ今、事務局より説明がありましたが、議第21号農業振興地域整備計画変更に関する意見について、委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(意見なしとの声)

議長 質疑、意見がないようでございますので、それでは採決を致します。議第21号については、諮詢どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしとの声)

議長 異議なしということでございますので、議第21号につきましては、すべての案件が特に問題は無いということで、「特段の意見なし」で、市長に対して意見書を送付することに決定いたしました。
事務局において意見書を作成の上、送付してください。

議長 次に、報告事項(1)農地転用の制限の例外届について、報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告を求めます。

事務局 ○報告事項(1)農地転用の制限の例外届について、をご報告致します。

議案書の8頁をご覧ください。1番、2番でございます。

位置図については、資料9、資料10です。

1番、2番につきましては、農地法第5条第1項第8号及び農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、携帯電話無線基地局設置事業における、アンテナ取り付け済み高14.8mのコンクリート柱に、空中線、電源設備、無線中継装置等を付帯した、簡易施設の、設置用地として設置面積それぞれ1番は2.25m²、2番は2.25m²を使用するために、届出するものでございます。

1番の所在は、美郷字平64番2、2番の所在は、美郷字栗木156番1。

1番及び2番の借り人は、

さんでございます。

1番及び2番共に、令和4年5月6日付で、これを受理致しましたので、ご報告いたします。

○報告事項(2)農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。

この件につきましては、土地の所有者等が法務局に対して地目変更登記を申請し、その処理のため、登記官より農業委員会へ照会文書を発送するもので、照会を受けた日から2週間以内に回答するものでございます。

議案書の9頁をご覧ください。

1番です。位置図については、資料11です。

照会地の所在は、川島町桑村字天神1442番1、地目は、台帳、現況共に畠、照会地目、山林、面積は189m²で、令和4年4月25日付で回答致したものでございます。

2番です。位置図については、資料12です。

照会地の所在は、山川町麦原108番3、地目は、台帳、畠、現況、宅地、照会地目、宅地、面積は266m²で、令和4年5月9日付で回答致したものでございます。

○報告事項(3)農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告致します。

議案書の10頁、11頁をご覧ください。

今回ご報告致します件数は、8件14筆でございます。

内訳と致しまして、利用権設定の使用貸借権の合意解約が5件9筆、利用権設定の賃貸借権合意解約が3件5筆でございます。

以上でございます。

議 長

報告事項(1)、(2)、(3)につきましては、報告事項ですので、了承いたします。

最後に、その他について、事務局の報告を求めます。

事務局

その他について。

1. 最適化活動の目標設定(案)について(事務局から説明)

議長 今、事務局から目標設定(案)について説明がございました。委員の皆さん、ご質問、ご意見ございませんか。

(意見なしとの声)

1番 この目標数値は、事務局が説明したとおり全国農業会議の助言に従つて計算しとるんだろ。この数字を見ても、吉野川市の鴨島、川島、山川、美郷の置かれると特徴を見ても、農業で食べていくか、特産品を作つて食べていくか、農協でもいいよんよ、吉野川市がいかに県内で生き残っていくか。JA麻植郡も合併の話があり、新聞を読んでいたら、5月20日にある記事で、局長に聞きたいんやけれど、農地法違反転用は、うちの委員会である。日本全国では大体4,000件ぐらいあると書いてある。

事務局 太陽光などで違反転用の疑いがあると県に報告しているのは、数件あります。

1番 農林水産省は、追認許可を認めとる。

事務局 せざるを得ないでしょうね。

1番 せざるを得ないのは解る。始末書を書いて、追認審議をしているから。例えば、3条申請を出して、農地を買い足している。4条、5条については前に言ったことがあるが、税金が全然違う。記事にも書いてあるが、建築確認や税務調査により農業委員会に連絡があると。新聞にも書いてあるが農地の見回りの強化、タブレットなどをを利用して、効率的効果的な農地パトロールの実施により違反転用をなくしていく。これ農家の人はあまりしないと思う。農地法は守る意思がある。この広報での案内は年何回だしているのか。

事務局 年1回は、かならず出します。

1番 それでかまわんのよ。我々農業委員や推進委員が声をかけて農家を啓発したら委員やけん。こういうとこから我々が動いていかなければ減つていかないと思う。僕が言いたいのは、吉野川市の農家がいかに農業で食べていくか。ということをもっと真剣に考えていかなければ、農業委員会がこんな数字を出したところで、農家の跡継ぎは一人もいない状態になっている。若い氏は皆給与取りになって、泥まみれになってせこいのに。3Kといわれ。ウクライナのことも有り、近年のうちに世界的食糧難になる。農業委員会として今後のことを考え、優良農地の確保、人材の確保に力を入れ、国自体も食糧の増産をしろ。増産をしろといっても、政治家は何か足らなくなったらこんなことを大きく言ってくる。農家はすぐに対応できない。土作り10年と言われている。委員会の案に文句は言わないが、今まで言ったことを考えていただき、委員会法に書いてある趣旨をもう一度見直してもらって、業務のしてもらいたい。我々も頑張るので。

議長 他に、質疑、意見がないようでございますので、それでは、目標設定

(案)を承認し、事務的な作業を進めます。

それでは、本定例会の議案の審議については、全てが終了しました。
委員皆様のご協力をもちまして、スムーズに議事進行が出来ましたことを感謝申し上げます。

以上をもちまして本定例会を閉会といたします。

閉 会 (終了時刻 午後2時35分)

以上、会議の顛末を記載し相違ないことを証明するために、署名する。

令和4年 月 日

議 長

議事録署名者

議事録署名者

議事録調整書記